

大阪府中央卸売市場業務規程の改正について

■改正の概要

(1) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が8%から10%へ改正されることに伴い、消費税等を規定している条文の一部及び使用料について改正する。

(2) 生鮮食料品等については、軽減税率（10%→8%）が導入されることに伴い、売上高割使用料の算定基礎額について改正する。

■施行期日

平成31年（2019年）10月1日

■その他

条例改正にともない、次の規則も同様に改正する。

- ・大阪府中央卸売市場業務規程施行規則